

議案第101号

磐田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年11月24日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市消防団条例の一部を改正する条例

磐田市消防団条例（平成17年磐田市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第2条の2 団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。

3 機能別消防団員は、災害活動に係る後方支援活動その他市長が定める特定の消防団活動に従事する団員とする。

第3条の見出しを「（任命）」に改め、同条中「消防団の」を「基本消防団員のうちから消防団の」に、「団員」を「基本消防団員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別消防団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、規則で定める要件を満たすものうちから市長の承認を得て団長が任命する。

第13条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「次のとおり」を「別表第2に定める」に改め、同項各号を削る。

別表を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

種類	階級	支給額（年額）
基本消防団員	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	本部長	58,500円
	副本部長	55,500円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円

	班長	37,000円
	団員	36,500円
機能別消防団員	団員	10,000円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区分	支給額（月額）
災害活動、警戒活動	8,000円
災害活動に係る後方支援活動	4,000円
訓練等	3,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第3条第2項の規定による機能別消防団員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

磐田市消防団条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定員) 第2条 略</p> <p>(追加)</p> <p><u>(任用)</u> 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、<u>消防団の</u> <u>推薦に基づき市長が任命し、団長以外の団員</u>は、次に掲げ る資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。 (1)～(3) 略 (追加)</p> <p>(報酬) 第13条 略 2 団員には、<u>別表</u>に定める年額報酬を6月及び12月の2期に分けて支 給する。 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>次のとお</u> <u>り</u> 出動報酬を支給する。 (1) <u>災害の場合（警戒の場合を含む。）</u> 1日につき 8,000円 (2) <u>訓練等の場合</u> 1日につき 3,000円</p>	<p>(定員) 第2条 略</p> <p><u>(団員の種類)</u> 第2条の2 <u>団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。</u> 2 <u>基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。</u> 3 <u>機能別消防団員は、災害活動に係る後方支援活動その他市長が定める特 定の消防団活動に従事する団員とする。</u></p> <p><u>(任命)</u> 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、<u>基本消防団員のうちから消 防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の基本消防団員</u>は、次に掲げ る資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。 (1)～(3) 略 2 <u>機能別消防団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、規則で 定める要件を満たすものうちから市長の承認を得て団長が任命する。</u></p> <p>(報酬) 第13条 略 2 団員には、<u>別表第1</u>に定める年額報酬を6月及び12月の2期に分けて支 給する。 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、<u>別表第2</u> <u>に定める出動報酬を支給する。</u> (削除) (削除)</p>

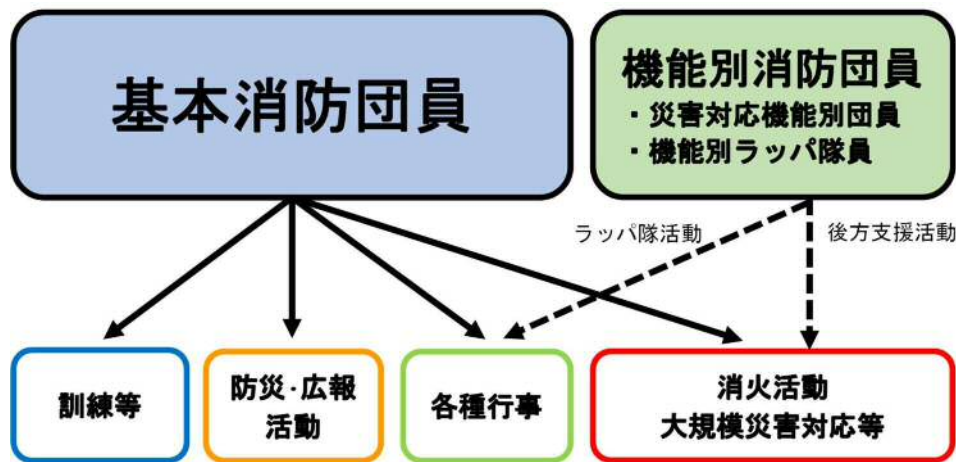
現行			改正案		
別表（第13条関係）			別表第1（第13条関係）		
階級	支給単位	金額	種類	階級	支給額（年額）
団長	年額	82,500円	基本消防団員	団長	82,500円
副団長	同	69,000円		副団長	69,000円
本部長	同	58,500円		本部長	58,500円
副本部長	同	55,500円		副本部長	55,500円
分団長	同	50,500円		分団長	50,500円
副分団長	同	45,500円		副分団長	45,500円
班長	同	37,000円		班長	37,000円
団員	同	36,500円		団員	36,500円
			機能別消防団員	団員	10,000円
(追加)			別表第2（第13条関係）		
				区分	支給額（日額）
			災害活動、警戒活動		8,000円
			災害活動に係る後方支援活動		4,000円
			訓練等		3,000円

磐田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について 【警防課】 (機能別消防団員制度の導入)

全国的に消防団員が減少しており、磐田市においても条例定数 1,367 人に対し、実員が 841 人（令和 5 年 4 月 1 日現在：充足率約 61.5%）となっており、消防団員の確保が重要な課題となっています。そこで、平時における消防団活動の充実と、大規模災害への備えとして、消防団員経験者による機能別消防団員制度を令和 6 年度より導入するものです。

1 制度概要

機能別消防団員制度とは、消防団員減少に係る団員の確保に向けた取組で、従来の消防団員である基本消防団員が消防団活動全般を担うのに対し、機能別消防団員は入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員です。基本消防団員のみでは人員不足が生じるような災害が発生した場合に、機能別消防団員が後方支援活動等に携わることで基本消防団員を補完することが期待できます。



2 機能別消防団員の内容

(1) 活動内容

- ・災害時における基本消防団員の後方支援活動（避難誘導・交通誘導・物資搬送等）
- ・行事・訓練等でのラップパ吹奏活動（辞令交付式・初出式・各種訓練・各種行事等）

(2) 要件

- ・5年以上の基本消防団員サービス経験を有すること
- ・機能別消防団員が従事する特定の消防団活動に係る必要な知識・技術を有すること

(3) 報酬（基本消防団員と機能別消防団員の比較）

	基本消防団員（階級：団員）	機能別消防団員（階級：団員）
年額報酬	年額 36,500 円	年額 10,000 円
出動報酬 (災害等)	災害活動、警戒活動 日額 8,000 円	災害活動に係る後方支援活動 日額 4,000 円 <small>※活動内容により日額 8,000 円を支給することもできる</small>
出動報酬 (訓練等)	日額 3,000 円	

(4) 定員

258 人（分団長以下の条例定数の 2 割）

(5) その他

退職報償金及び公務災害補償制度あり